

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて	7
報告第10号	専決処分事項の報告について	9
議案第57号	廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進によるやさしいまちづくり 条例	11
議案第58号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	13
議案第59号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	17
議案第60号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を 改正する条例	19
議案第61号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
議案第62号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	25
議案第63号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	27
議案第64号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第67号	財産の取得について	31
議案第68号	工事委託契約の締結について	33
議案第69号	工事委託契約の締結について	35
議案第70号	工事委託契約の締結について	37
議案第71号	財産の取得について	39

(報告第 7 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税 制 収 納 課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、市民税等に係る改正規定が平成 30 年 4 月 1 日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 法人の市民税

ア 内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、控除すべき額を法人税割額から控除することとした。

イ 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。

(2) 固定資産税

ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋であって、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行った家屋について、当該家屋の固定資産税の 3 分

の1の減額措置を受けようとする者は、改修後3月以内に申告書等を市長に提出しなければならないこととした。

イ 平成30年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 宅地等に係る固定資産税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が前年度分の課税標準額に当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とすることとした。

(イ) (ア)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とすることとした。

(ウ) (ア)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。

(エ) 農地に係る固定資産税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が前年度分の課税標準額に負担水準の区分に応じて求

める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。

負 担 水 準 の 区 分	負担調整率
0.9 以上のもの	1.025
0.8 以上 0.9 未満のもの	1.05
0.7 以上 0.8 未満のもの	1.075
0.7 未満のもの	1.1

ウ 平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが課税上著しく均衡を失すると認める場合には、当該価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。

(3) 特別土地保有税

固定資産税の負担の調整等に伴う特別土地保有税の課税の特例措置について、その適用期限を平成32年度まで延長することとした。

(4) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(5) 施行期日

平成30年4月1日

3 専決処分年月日

平成30年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- ③ 前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第 8 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税 制 収 納 課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成 30 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋であって、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行った家屋について、当該家屋の都市計画税の 3 分の 1 の減額措置を受けようとする者は、改修後 3 月以内に申告書等を市長に提出しなければならないこととした。

- (2) 平成 30 年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講じることとした。

ア 宅地等に係る都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が前年度分の課税標準額に当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が当該商業地等の当該年度の価格に 10 分の 6 を乗じて得た額を

課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とすることとした。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。

エ 農地に係る都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が前年度分の課税標準額に負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。

負 担 水 準 の 区 分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(3) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(4) 施行期日

平成30年4月1日

3 専決処分年月日

平成30年3月31日

4 根拠法令

報告第7号説明書に同じ。

(報告第9号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 基礎課税額（医療保険分）に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	基礎課税額（医療保険分）	54 万円	58 万円

- (2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減判定所得	基礎控除額（33 万円）＋ 27 万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下	基礎控除額（33 万円）＋ 27.5 万円×（被保険者数 ＋特定同一世帯所属者数） 以下
2割軽減判定所得	基礎控除額（33 万円）＋ 49 万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下	基礎控除額（33 万円）＋ 50 万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下

- (3) その他必要な規定の整理を行うこととした。

- (4) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

3 専決処分年月日

平成 3 0 年 3 月 3 1 日

4 根拠法令

報告第 7 号説明書に同じ。

(報告第 10 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(教育委員会)

1 専決処分した理由

平成 30 年 3 月 9 日大野東中学校のグラウンドに設置していた移動式防球ネットが、強風のため倒れた際に、同校のグラウンドに駐車していた軽乗用自動車に接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 292,400 円

3 専決処分年月日

平成 30 年 5 月 12 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 50 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 5 7 号)

廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段
の利用促進によるやさしいまちづくり条例

(障 害 福 祉 課)

1 制定の理由

全ての市民が相互に理解し人格と個性を尊重し、安心して豊かに暮らすことができるまちづくりを実現することを目的として、手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する基本理念その他必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 前文

条例制定の趣旨を記述する。

(2) 目的・定義（第 1 条及び第 2 条関係）

条例の目的及び条例における用語の意義について定める。

(3) 基本理念（第 3 条関係）

手話が言語であることの普及及び多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進は、全ての市民が、相互の理解及び人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

(4) 市の責務（第 4 条関係）

市の責務について定める。

(5) 役割（第 5 条及び第 6 条関係）

市民及び事業者の役割について定める。

(6) 訪問者等への対応（第 7 条関係）

市、市民及び事業者の訪問者への対応について定める。

(7) 施策の総合的かつ計画的な推進等（第 8 条関係）

各種施策を総合的かつ計画的に実施し、施策の推進方針を策定するとともに、施策の実施状況の点検等を行うことについて定める。

(8) 市が行う施策（第 9 条、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 2 条関係）

- ア 周知及び普及について定める。
- イ 学習機会の確保等について定める。
- ウ 人材の養成等について定める。
- エ 情報の発信等について定める。

3 施行期日

平成 3 0 年 7 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条
第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 5 8 号)

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を 1 3 5 万円以下とする。

イ 均等割及び所得割の非課税限度額を 1 0 万円引き上げる。

ウ 前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除は適用しないこととする。

(2) 法人の市民税

資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える内国法人等は、納税申告書及び添付書類に記載すべき事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して提出することとする。

(3) 固定資産税

ア 公共の危害防止のために設置された水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の污水又は廃液を処理する一定の施設のうち、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に取得されたものに係る課税標準の特例割合を 2 分の 1 と定める。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき取得された太陽光発電設備であって認定発電設備以外の一定の規模以上の設備のうち、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に取得されたものに係る取得後 3 年度分の課税標準の特例割合を 4 分の 3 と定める。

ウ 生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従っ

て取得をした先端設備等に該当する一定の機械装置等のうち、同法の施行の日から平成３３年３月３１日までに取得されたものに係る取得後３年度分の課税標準の特例割合を０と定める。

(4) 市たばこ税

ア 次に掲げる期間における市たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とする。

期 間	税 率
平成３０年１０月１日から 平成３２年９月３０日まで	１，０００本につき５，６９２円
平成３２年１０月１日から 平成３３年９月３０日まで	１，０００本につき６，１２２円
平成３３年１０月１日以降	１，０００本につき６，５５２円

イ 製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設ける。

ウ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなし、加熱式たばことする。

エ 加熱式たばこの課税標準を次の(ア)及び(イ)のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。

(ア) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の０．４グラムをもって、紙巻たばこの０．５本とする。

(イ) 加熱式たばこの小売定価に相当する金額の紙巻たばこの１本のお金に相当する金額をもって、紙巻たばこの０．５本とする。

オ エの換算方法を段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとする。

期 間	課 税 標 準
平成３０年１０月１日から 平成３１年９月３０日まで	現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じた本数と上記エの方法により換算した紙

	巻たばこの本数に 0.2 を乗じた 本数の合計数
平成 31 年 10 月 1 日から 平成 32 年 9 月 30 日まで	現行の方法により換算した紙巻た ばこの本数に 0.6 を乗じた本数 と上記エの方法により換算した紙 巻たばこの本数に 0.4 を乗じた 本数の合計数
平成 32 年 10 月 1 日から 平成 33 年 9 月 30 日まで	現行の方法により換算した紙巻た ばこの本数に 0.4 を乗じた本数 と上記エの方法により換算した紙 巻たばこの本数に 0.6 を乗じた 本数の合計数
平成 33 年 10 月 1 日から 平成 34 年 9 月 30 日まで	現行の方法により換算した紙巻た ばこの本数に 0.2 を乗じた本数 と上記エの方法により換算した紙 巻たばこの本数に 0.8 を乗じた 本数の合計数
平成 34 年 10 月 1 日以降	上記エの方法により換算した紙巻 たばこの本数の合計数

カ 旧 3 級品紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の税率を平成 31 年 9 月 30 日まで適用する。

キ 税率の引上げの日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日において販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、製造たばこの手持品課税を行う。

(5) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

(1) 1 の (3) 公布の日

(2) 1 の (4) のア（平成 30 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日ま

での期間の税率の規定に限る。）、イ、ウ、エ、オ（平成30年10月1日から平成31年9月30日までの期間の課税標準の規定に限る。）、カ及びキ（平成30年10月1日に課する手持品課税に係るたばこ税の税率の規定に限る。） 平成30年10月1日

(3) 1の(4)のオ（平成31年10月1日から平成32年9月30日までの期間の課税標準の規定に限る。） 平成31年10月1日

(4) 1の(2) 平成32年4月1日

(5) 1の(4)のア（平成32年10月1日から平成33年9月30日までの期間の税率の規定に限る。）、オ（平成32年10月1日から平成33年9月30日までの期間の課税標準の規定に限る。）及びキ（平成32年10月1日に課する手持品課税に係るたばこ税の税率の規定に限る。） 平成32年10月1日

(6) 1の(1) 平成33年1月1日

(7) 1の(4)のア（平成33年10月1日以降の期間の税率の規定に限る。）、オ（平成33年10月1日から平成34年9月30日までの期間の課税標準の規定に限る。）及びキ（平成33年10月1日に課する手持品課税に係るたばこ税の税率の規定に限る。） 平成33年10月1日

(8) 1の(4)のオ（平成34年10月1日以降の期間の課税標準の規定に限る。） 平成34年10月1日

(9) 1の(5) 平成31年1月1日外

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 59 号)

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり都市計画税に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地について、最初の 3 年度間（当該立地誘導促進施設協定の有効期間が 10 年以上である場合には、5 年度間）の都市計画税の課税標準を 3 分の 2 とする特例措置を講じる。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日。ただし、1 の(1)については、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第 1 項の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

3 根拠法令

議案第 58 号説明書に同じ。

(議案第 6 0 号)

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例

(吉和魅惑の里企画室)

1 改正の理由

廿日市市吉和魅惑の里の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 指定管理者制度の導入に伴い、指定の手続、管理の基準等を次のように定める。

ア 指定管理者の指定の申請（第 1 4 条関係）

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書等を添付して市長に提出しなければならない。

イ 指定管理者の指定（第 1 5 条関係）

市長は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる事項等を基準として申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定する。

- (ア) 事業計画書の内容が、魅惑の里の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (イ) 事業計画書の内容が、魅惑の里の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (エ) 地域の活性化を図るための施設としての魅惑の里の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。

ウ 管理の基準（第 5 条及び第 6 条関係）

利用時間及び休園日を条例で定めることとし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間及び休園日を変更することができる。

エ 指定管理者が行う業務（第 16 条関係）

指定管理者は、魅惑の里の利用の許可に関する業務、施設等の維持管理に関する業務などを行う。

オ 指定管理者の義務等

(ア) 事業報告書の作成及び提出（第 17 条関係）

指定管理者は、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(イ) 業務報告の聴取等（第 18 条関係）

市長は、魅惑の里の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(ウ) 指定の取消し等（第 19 条関係）

a 市長は、指定管理者が(ア)又は(イ)に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

b 市は、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生ずることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

カ 市長による管理（第 20 条関係）

市長は(ウ)により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、臨時に魅惑の里の管理に係る業務を行うことができる。

(2) 利用料金制度の導入に伴い、利用料金に関する規定を次のように定める。（第 10 条関係）

ア 魅惑の里を利用する者が納付する利用料金を定め、指定管理者の収入とする。

イ アの利用料金の額は、条例に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 準備行為

指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

4 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

る。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第 6 1 号)

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 放課後児童支援員の資格要件に次の者を加える。

ア 社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者

イ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)のアについては平成31年4月1日

4 根拠法令

児童福祉法

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(議案第 6 2 号)

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 提案の要旨

介護保険法施行令の一部が改正されたことにより、条例で引用している同令の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 3 0 年 8 月 1 日

3 根拠法令

介護保険法

第 1 2 9 条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

② 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

(議案第 6 3 号)

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスを行う指定生活介護事業者等が満たすべき基準について次のとおり定める。

ア 指定生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護等の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

イ 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

介護保険法

第 7 8 条の 4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員

数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- ② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 6 4 号)

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 提案の要旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令において介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、看護小規模多機能型居宅介護の申請者の資格に、病床を有する診療所を開設している者を加えようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

介護保険法

第 7 9 条

② 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 6 条第 1 項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(議案第 67 号)

財産の取得について

(施設整備課)

1 提案の要旨

大野東部公園整備事業の用地を買い入れようとするものである。

2 財産の表示

所 在 廿日市市大野字対巖山 299 番 4 外 4 筆

種 別 土 地

地 目 宅地、山林及び雑種地

面 積 13,349.63 平方メートル

3 取得価格 266,938,925 円

4 相手方 廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

5 根拠法令

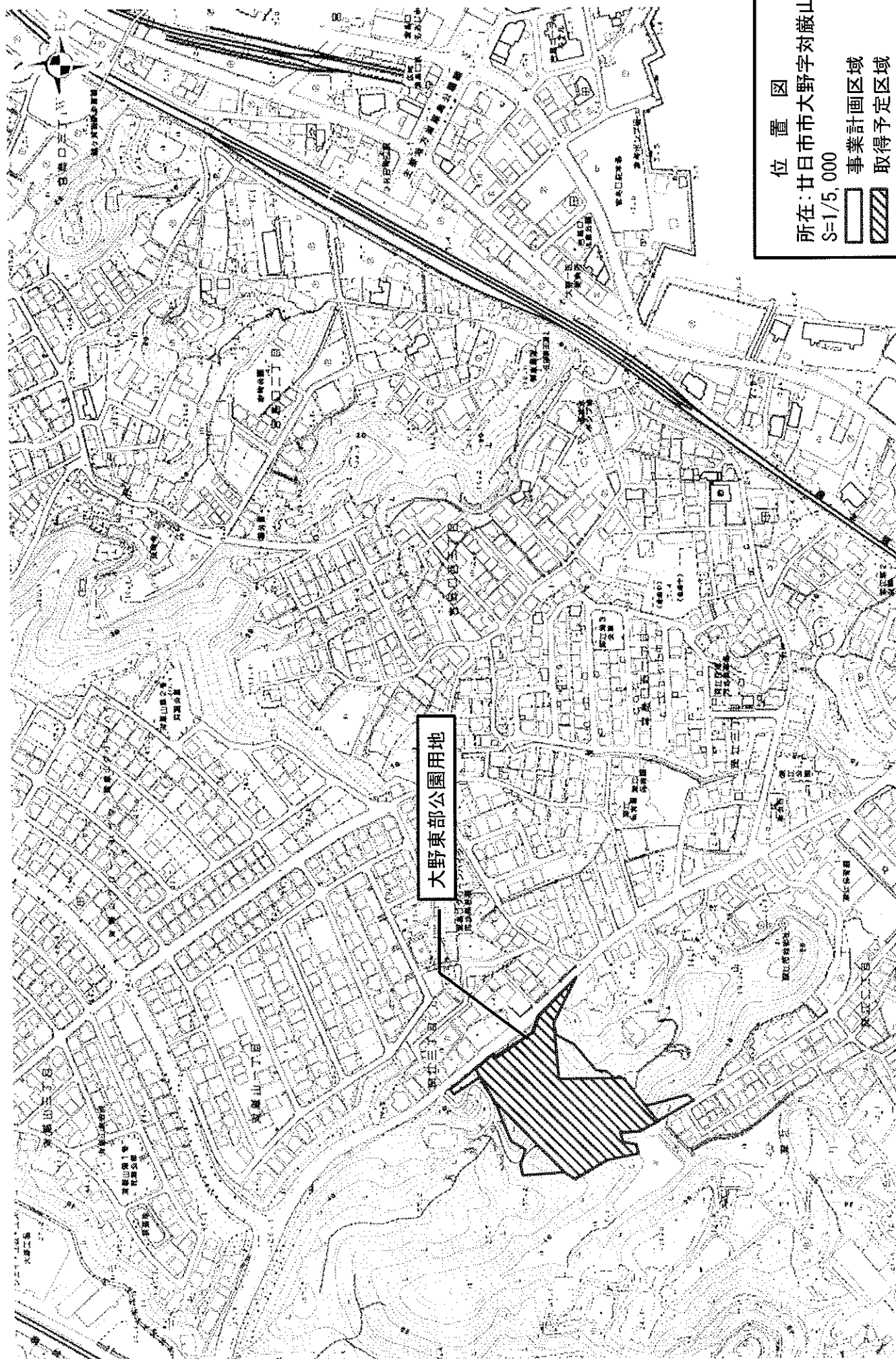
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

位置図

所在：廿日市市大野字対蔵山
S=1/5,000

事業計画区域
取得予定区域



大野東部公園用地

(議案第 6 8 号)

工事委託契約の締結について

(下 水 道 課)

1 提案の要旨

廿日市市串戸一丁目 2 0 番 1 号において施工する廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその 2）建設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

- (1) 工事内容 廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその 2）建設工事

汚泥機械濃縮棟

機械設備工事 一式

電気設備工事 一式

- (2) 委託金額 4 4 3, 0 0 0, 0 0 0 円

- (3) 受 託 者 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号

日本下水道事業団

理事長 辻 原 俊 博

- (4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

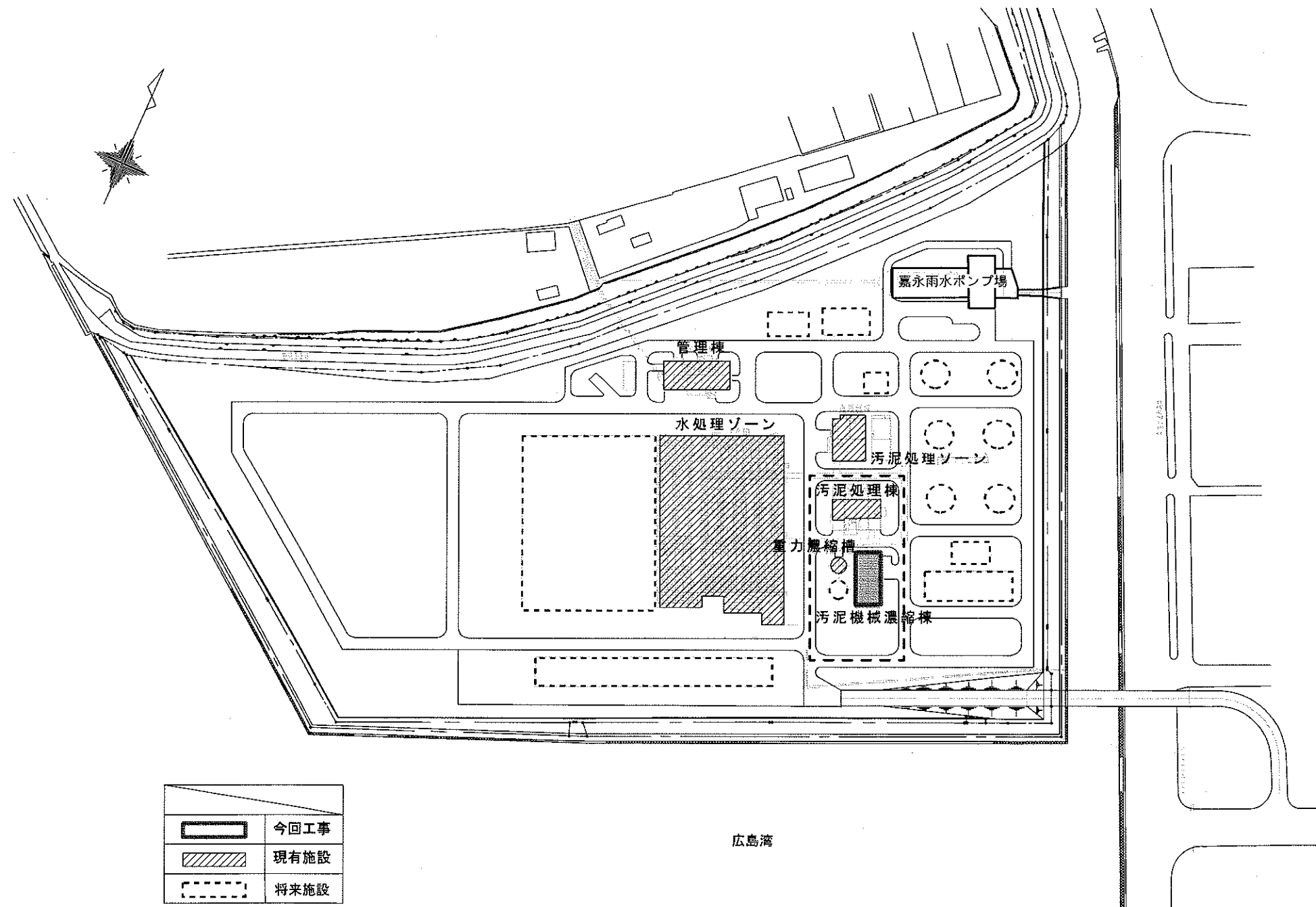
位置図



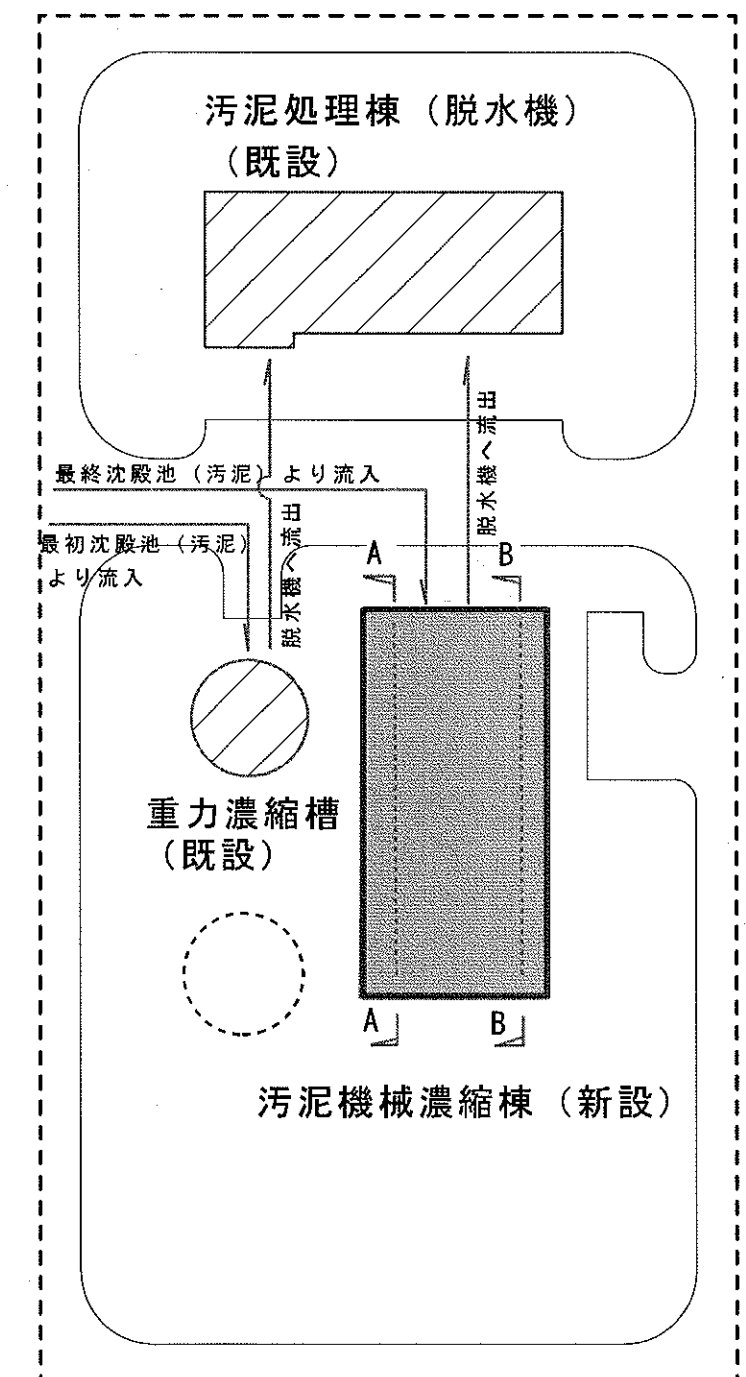
0 50 100 メートル

廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその2）建設工事

廿日市浄化センター全体平面図



汚泥処理ゾーン配置平面図



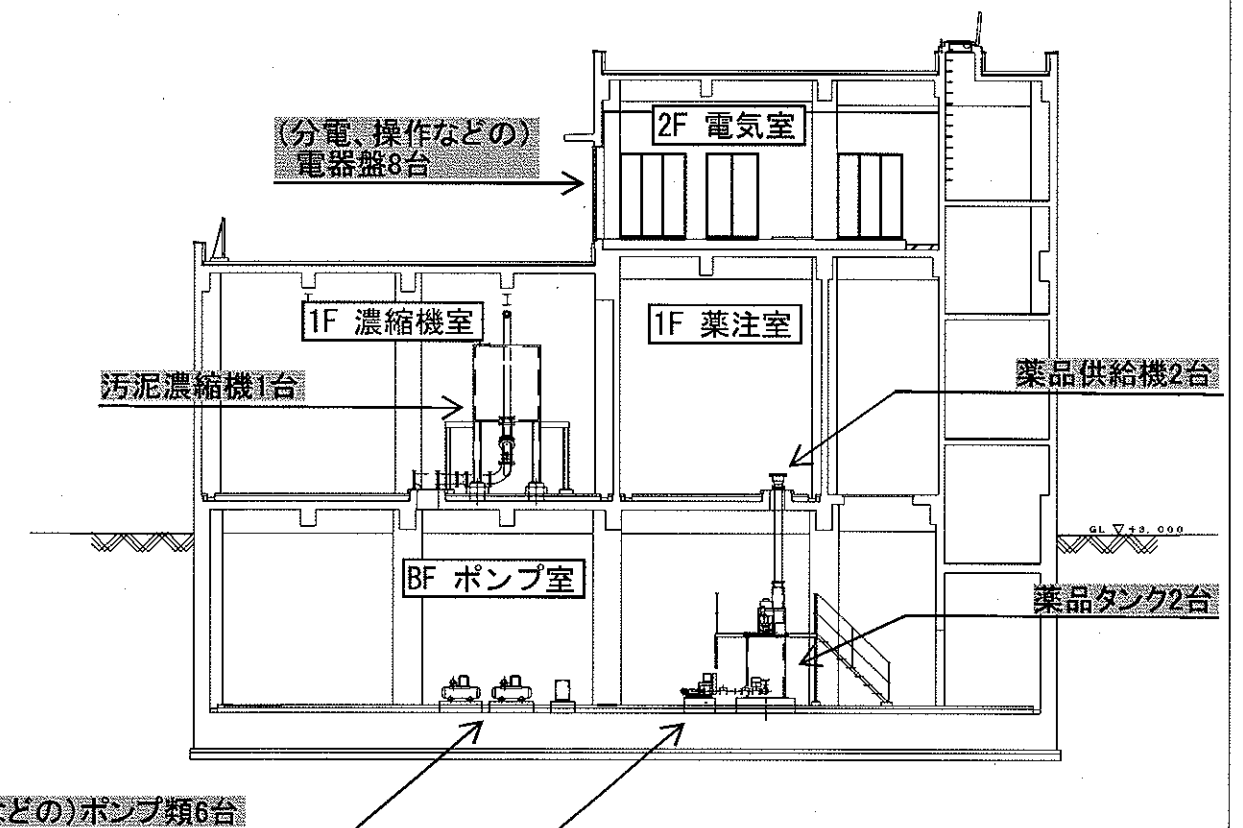
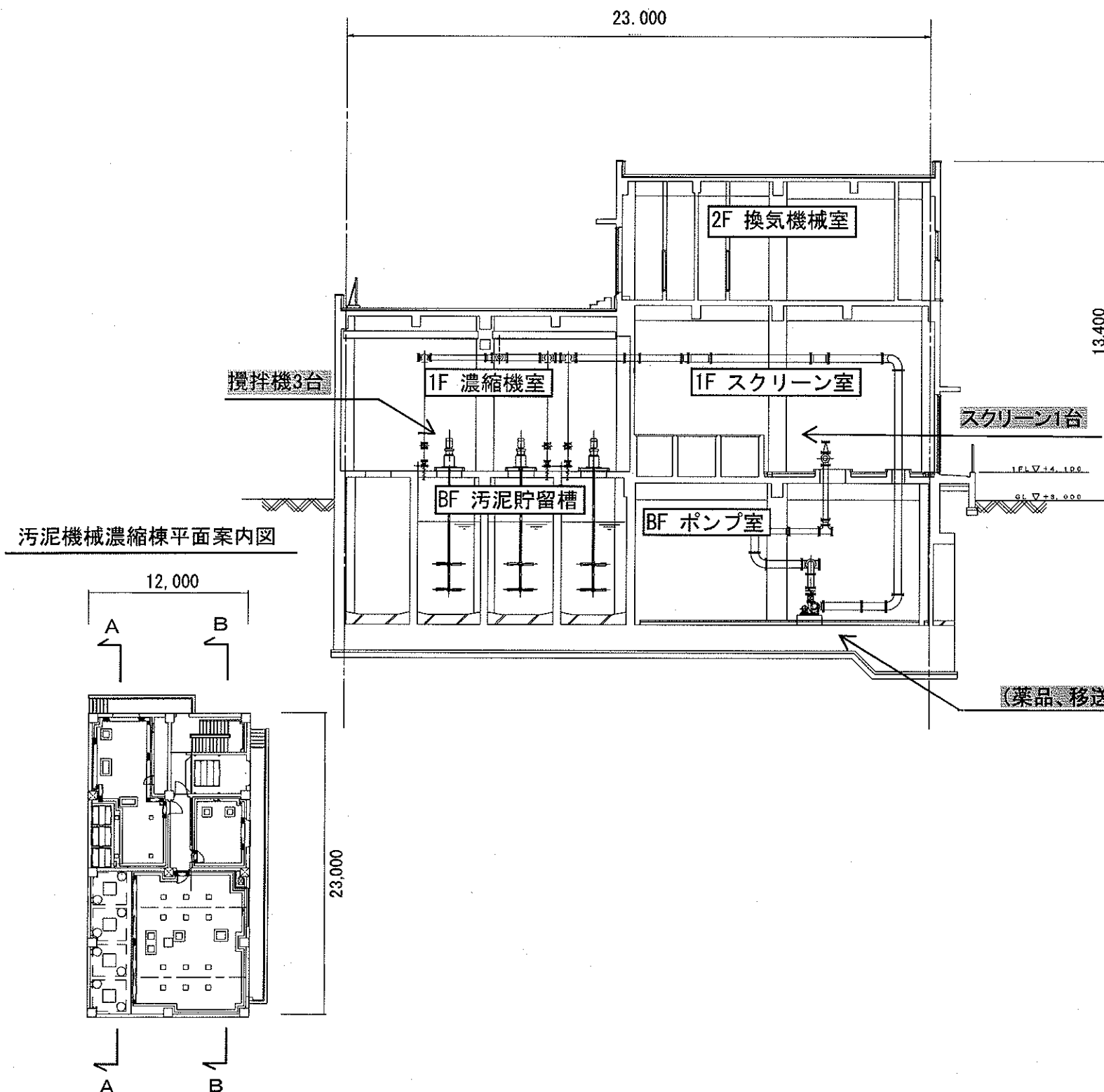
甘日市市公共下水道根幹的施設（甘日市浄化センターその2）建設工事

汚泥機械濃縮棟

A - A 断面図

汚泥機械濃縮棟

B - B 断面図



(議案第 6 9 号)

工事委託契約の締結について

(下 水 道 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町 1 1 7 1 番地 3 において施工する廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センターその 2）建設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

- (1) 工事内容 廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センターその 2）建設工事

建築機械設備工事 一式

建築電気設備工事 一式

- (2) 委託金額 2 4 2 , 8 0 0 , 0 0 0 円

- (3) 受 託 者 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号

日本下水道事業団

理事長 辻 原 俊 博

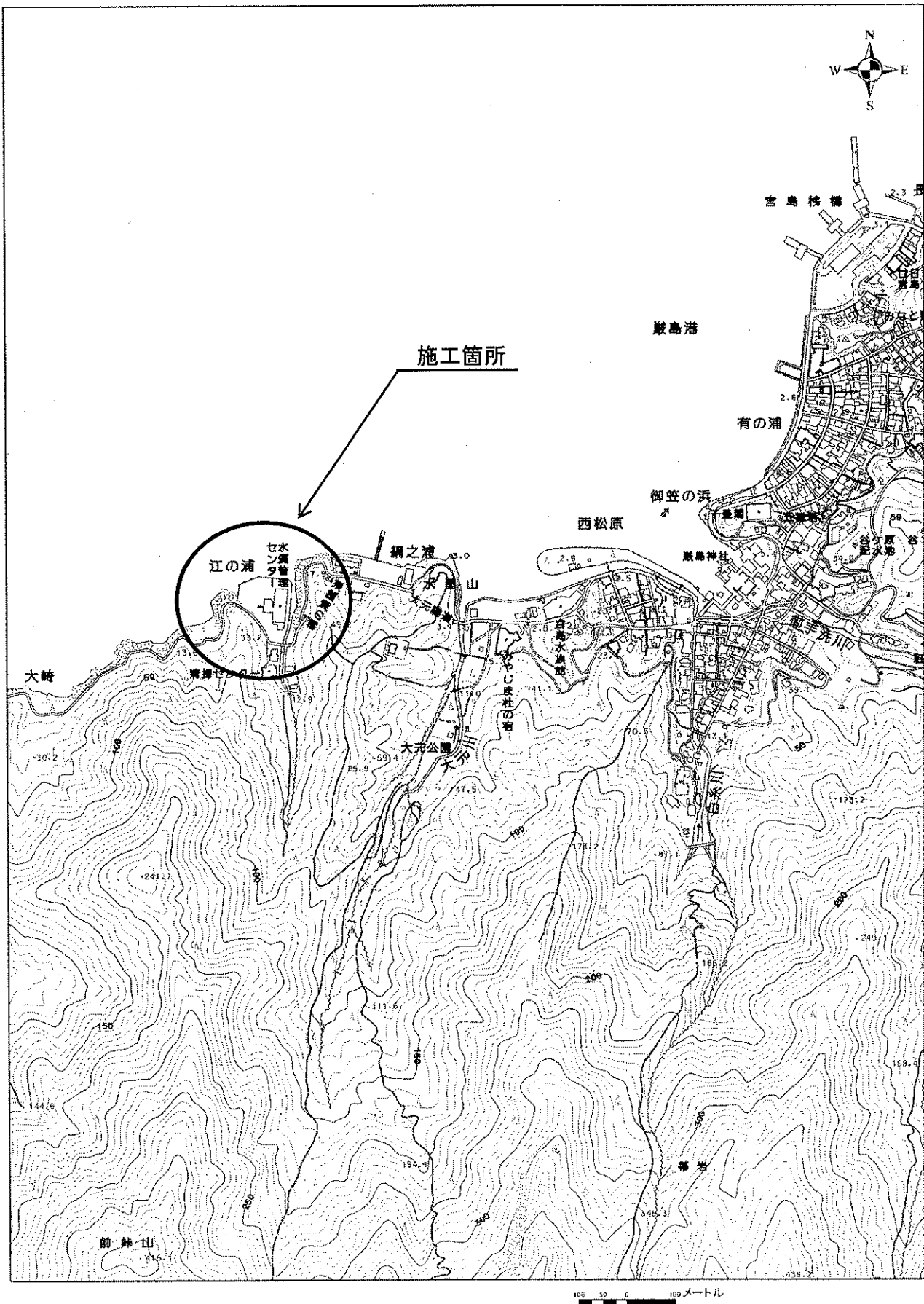
- (4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 3 1 年 3 月 2 9 日まで

3 根拠法令

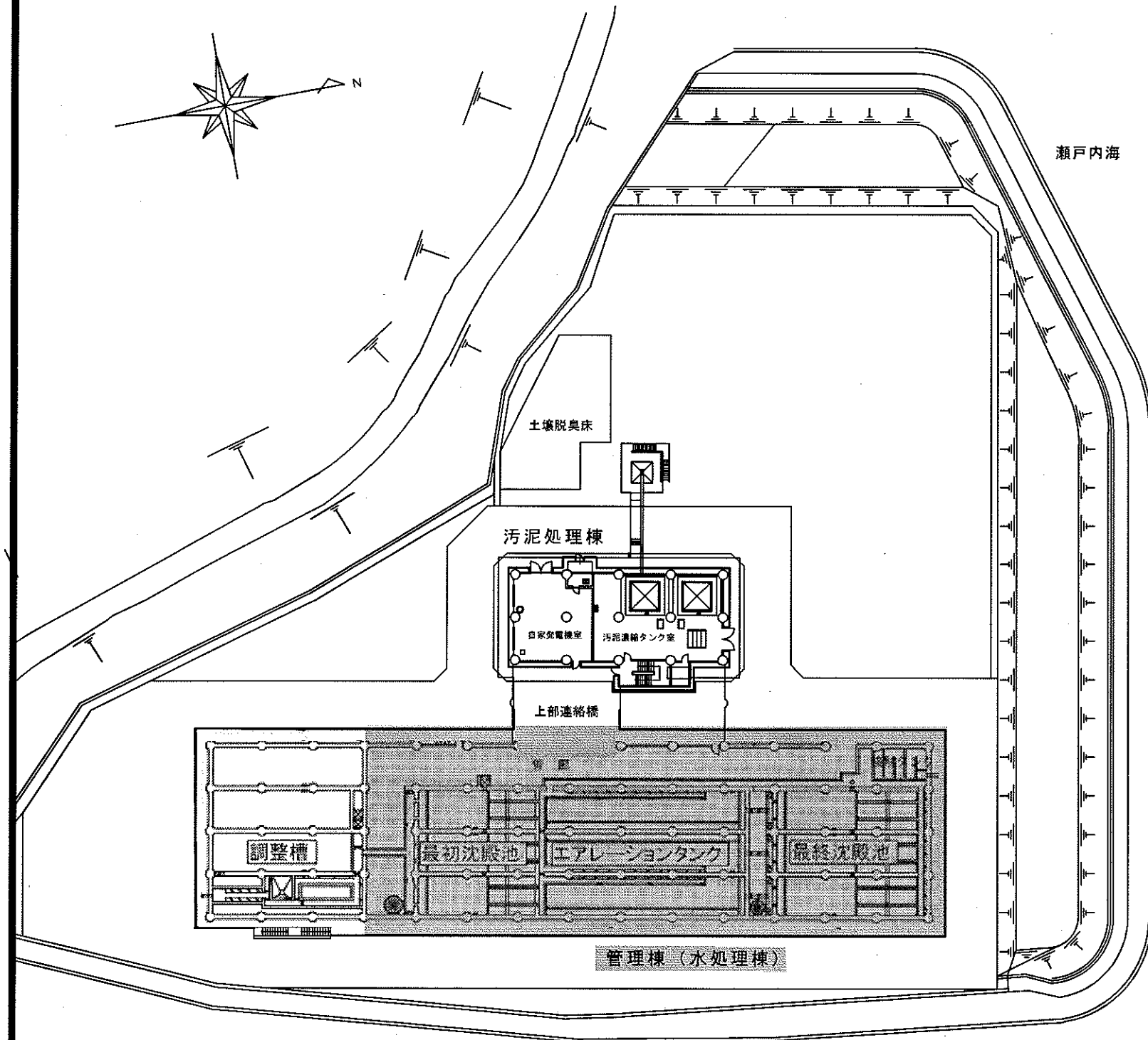
議案第 6 8 号説明書に同じ。

位置図

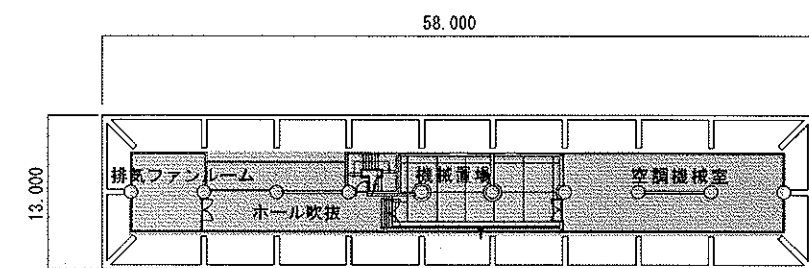


廿日市市公共下水道根幹的施設（宮島水質管理センターその2）建設工事

宮島水質管理センター全体平面図

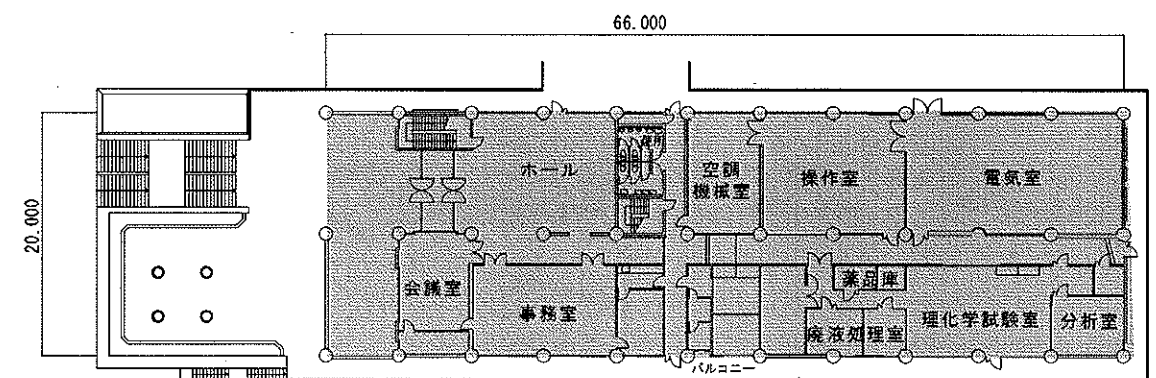


管理棟 3階平面図



建築機械設備工事 一式
建築電気設備工事 一式

管理棟 2階平面図



建築機械設備工事 一式
建築電気設備工事 一式

(議案第 7 0 号)

工事委託契約の締結について

(下 水 道 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野字早時地内において施工する山陽本線宮島口・前空間 3 2 8 k 5 3 5 m 付近下水道管新設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

- (1) 工事内容 山陽本線宮島口・前空間 3 2 8 k 5 3 5 m 付近下水道管
新設工事

工事延長 4 4 . 7 メートル

推進工 内径 1 , 5 0 0 ミリメートル

薬液注入工 一式

- (2) 委託金額 1 7 9 , 4 9 1 , 0 0 0 円

- (3) 受 託 者 広島市東区二葉の里三丁目 8 番 2 1 号

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員広島支社長 北 野 眞

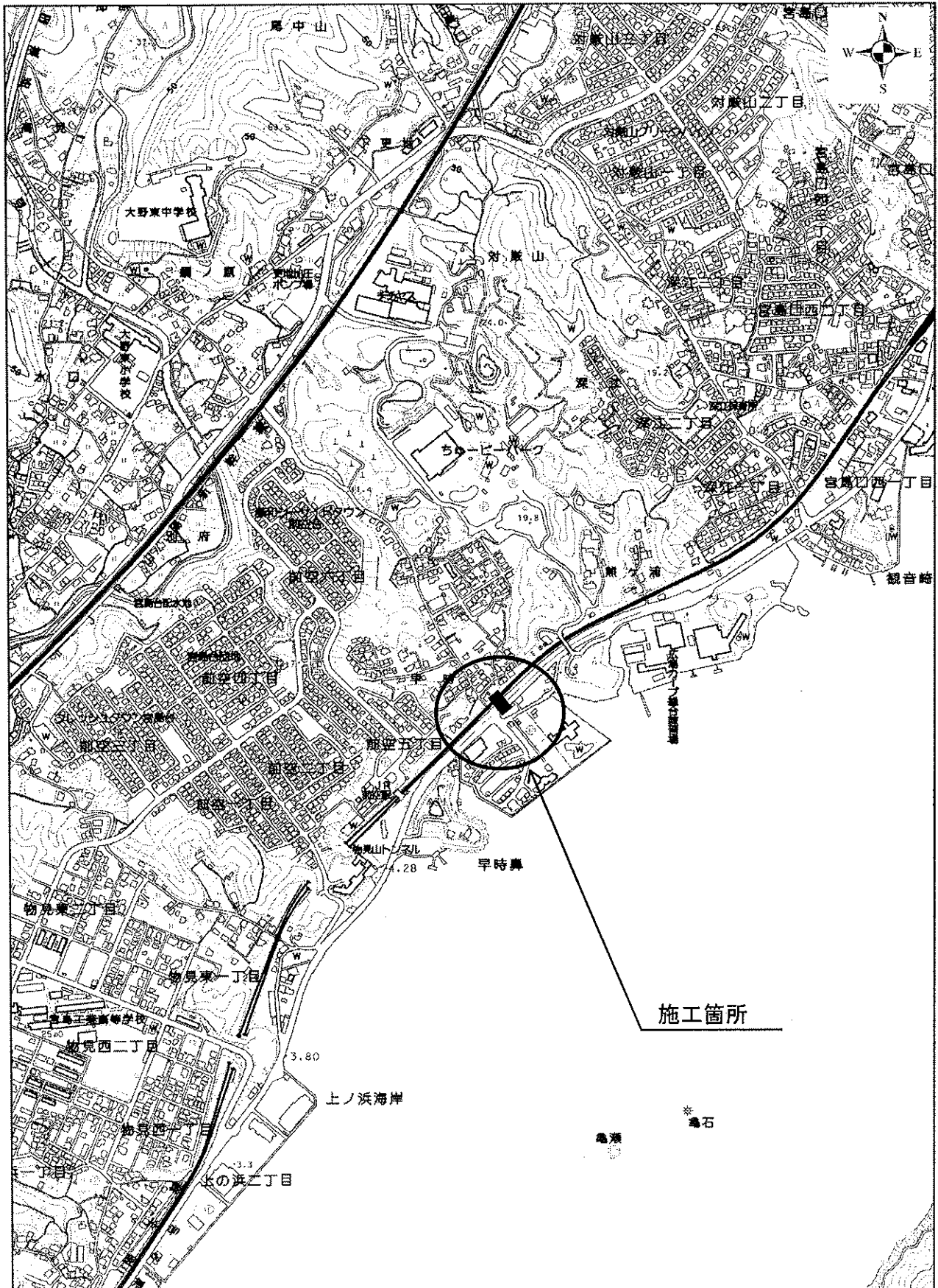
- (4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

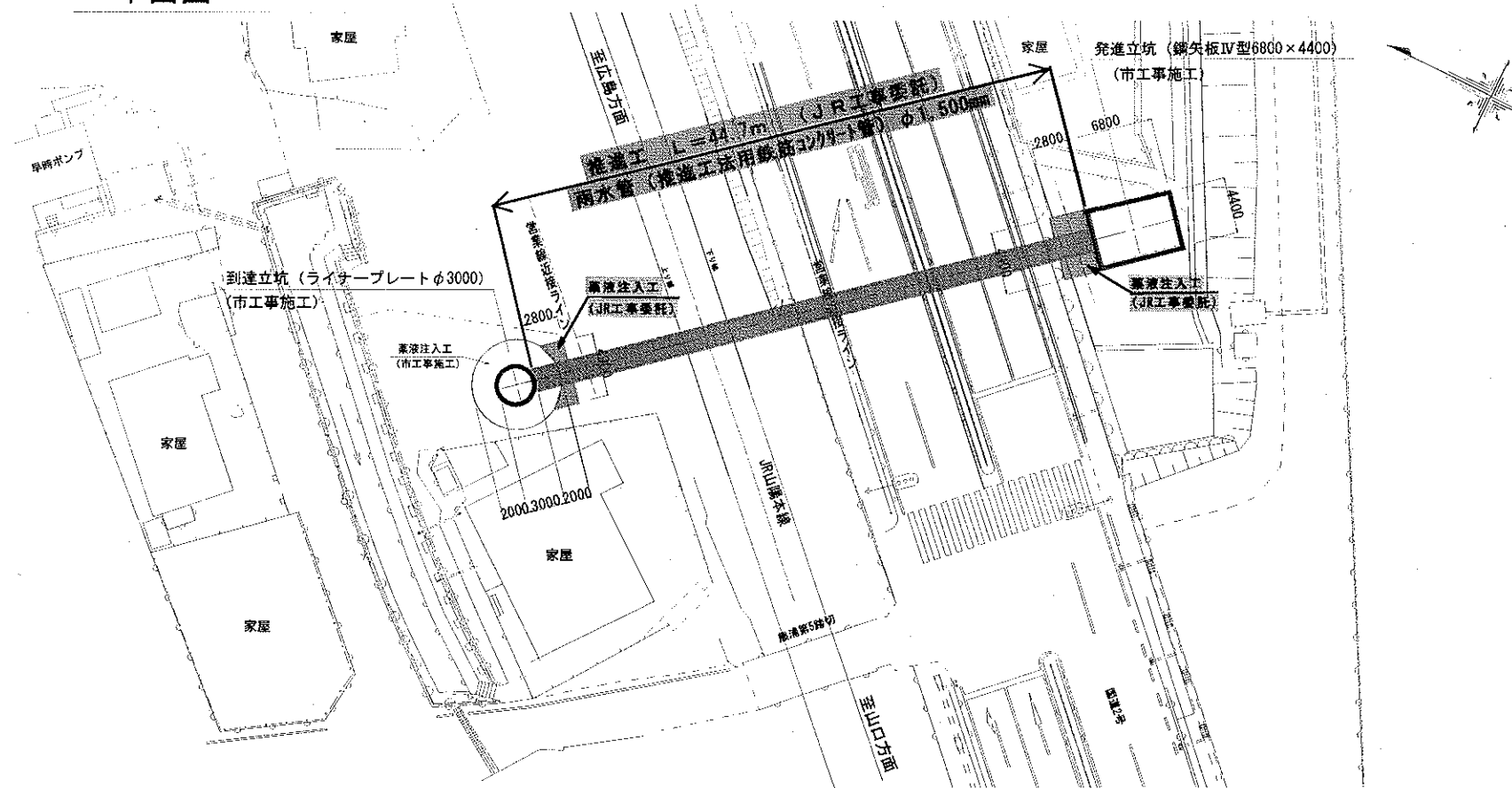
3 根拠法令

議案第 6 8 号説明書に同じ。

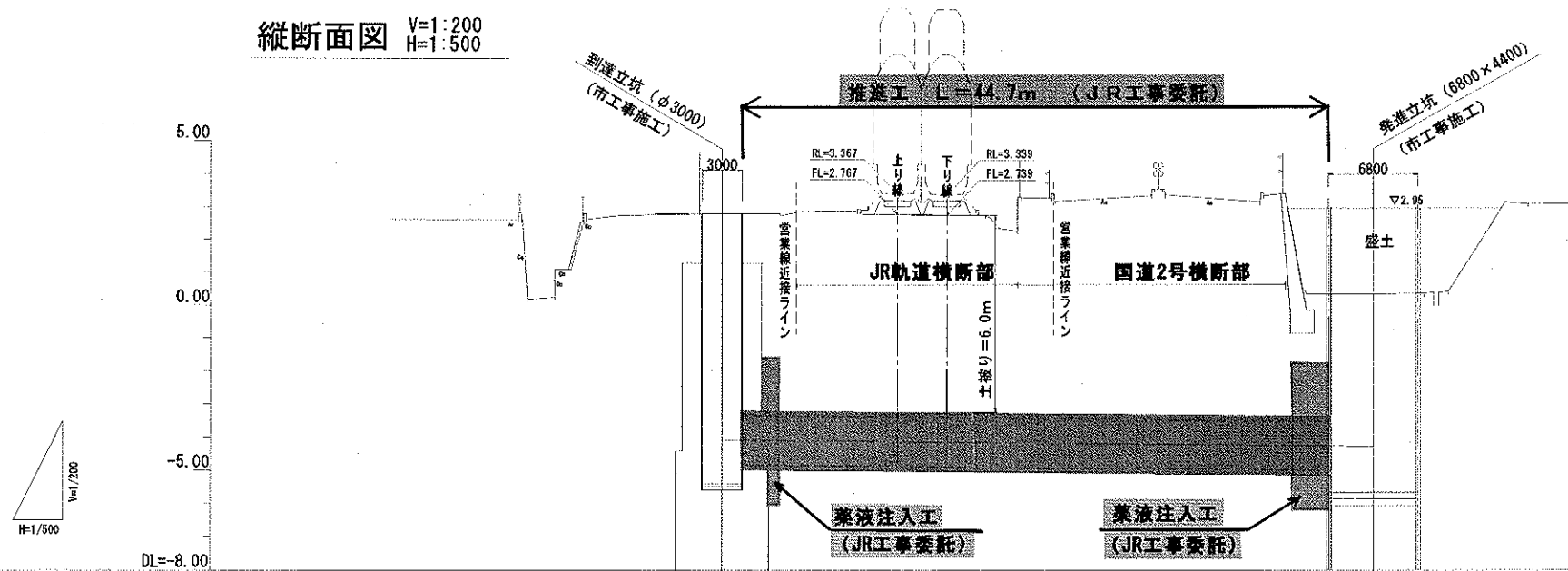
位置図



平面図 S=1:500

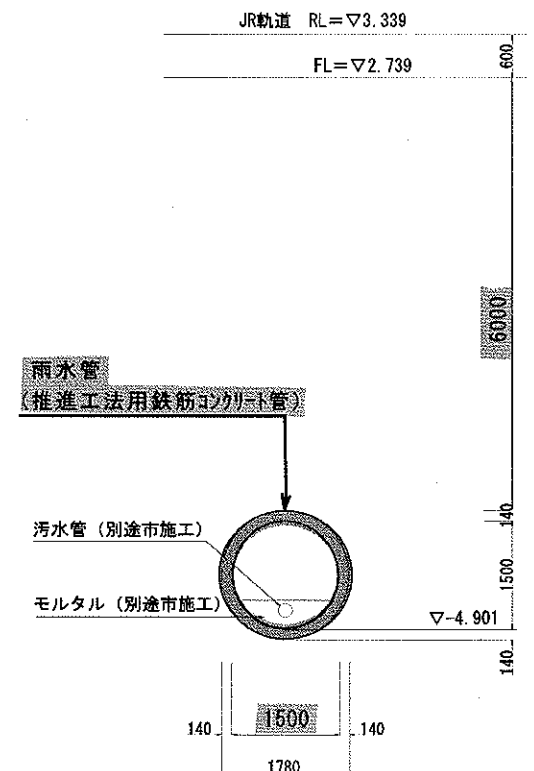


縦断面図 V=1:200
H=1:500



管 径	mm	1,500
勾 配	%	4.0
区間距離	m	44.70
地 盤 高	m	2.78
土 被 り	m	5.97
管 底 高	m	-4.832
掘 削 深	m	-
追加距離	m	49.80
測 点		到達立坑 上り線 下り線 推進立坑

J R横断面 S=1:100
(下り線)



(議案第 7 1 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型動力ポンプ付水槽車

数 量 1 台

3 取得価格 5 4 , 9 7 2 , 0 0 0 円

4 相 手 方 広島市中区舟入南三丁目 1 3 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長 田 豊

5 根拠法令

議案第 6 7 号説明書に同じ。